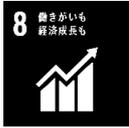


(5)産業・経済の復興

施策コード	5-1-1	施策名	情報収集・提供・相談
項目	資金需要の把握		

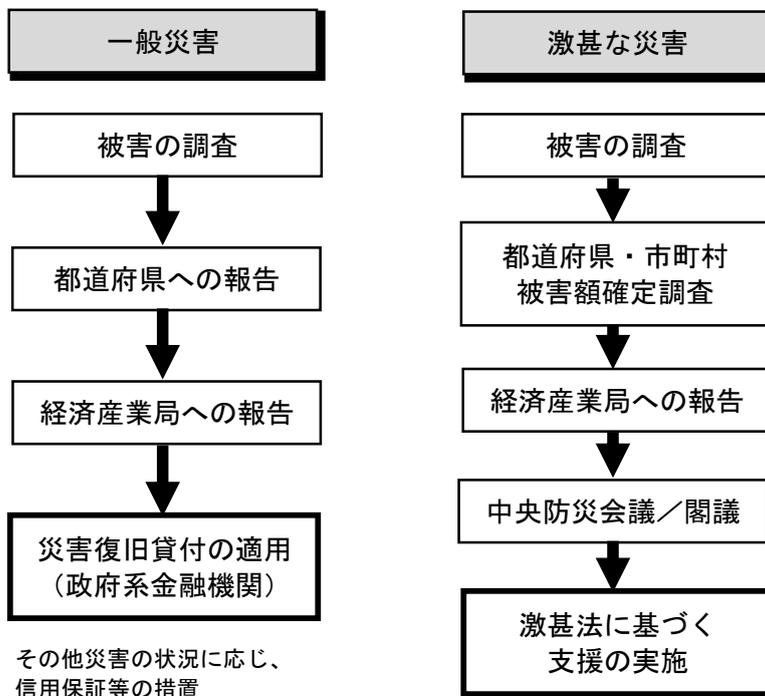


概要	産業・経済の復興施策を決定するために、直接被害または間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査を行い、再建のための資金需要額を把握する。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①事業所等被害概況調査	産業振興課								

被災直後において、地域防災計画に定める被害状況等の情報収集のほか、業界団体や金融機関、商店街振興組合、農林漁業団体等を通じて、業種ごとの被害状況を把握するなど、必要な調査を実施する。



発災後の被害調査

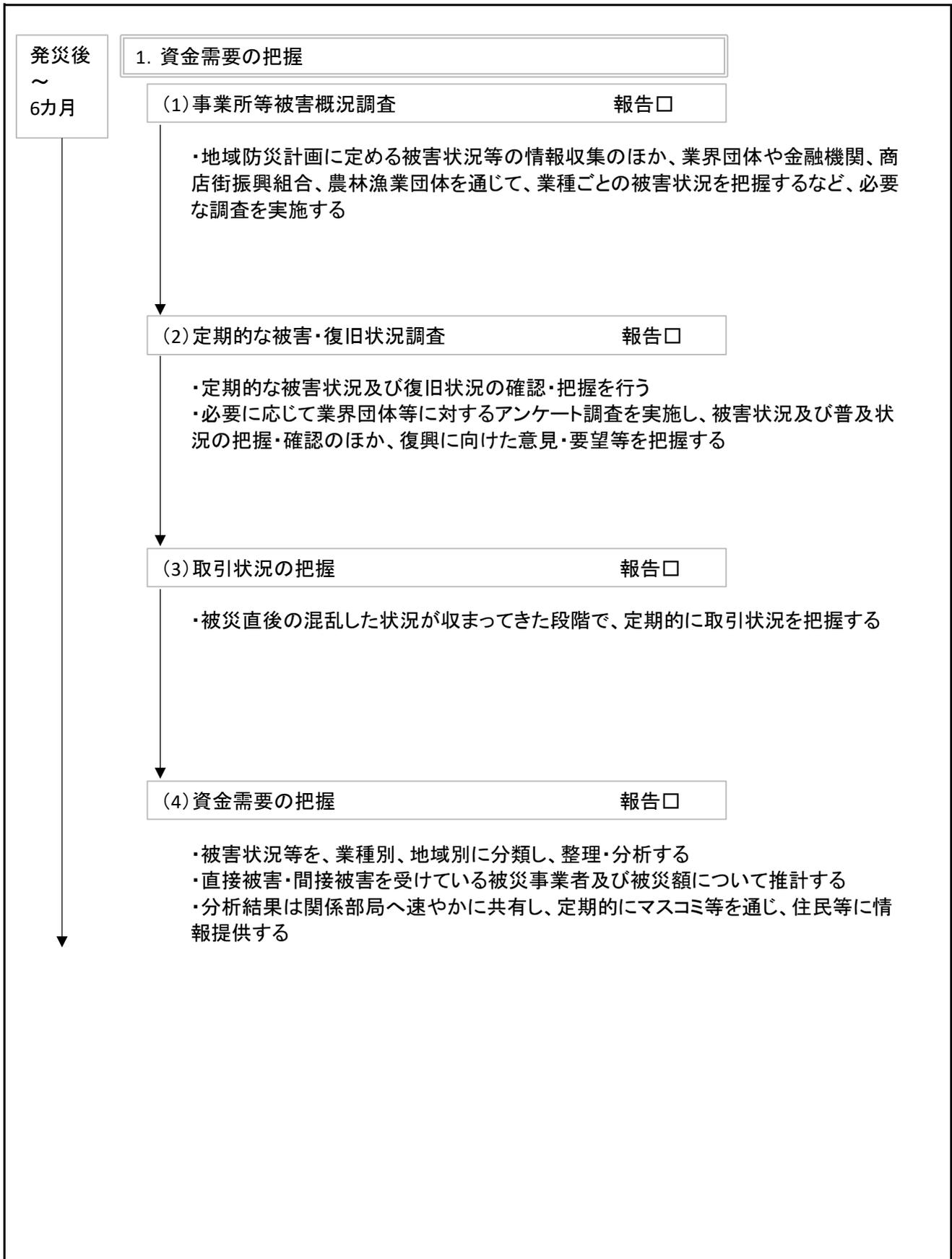
5-1-1 資金需要の把握

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②定期的な被害・復旧状況調査	産業振興課						
<p>定期的な被害状況及び復旧状況の確認・把握を行う。 特に必要がある場合には、業界団体等あるいは事業所に対するアンケート調査を実施し、被害状況及び復旧状況の把握・確認のほか、復興に向けた意見・要望等を把握する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③取引状況の把握	産業振興課						
<p>事業の継続・再開支援策（特に下請け企業等に対する施策）を適切に展開していくためには、取引状況の把握が必要である。このため、被災直後の混乱した状況が収まってきた段階において、定期的に取り引状況を把握する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		④資金需要の把握	産業振興課						
<p>上記で把握した直接・間接の被害状況等を、業種別、地域別等に分類し、整理・分析する。 被災前の地域経済特性の把握と同時に、直接被害・間接被害を受けている被災事業者及び被災額について推計する。 ○直接被害（額）— 建物・施設、農林地・漁場、設備、商品・作物・材料 ○間接被害（額）— 売上の減少等 ○復旧状況の考慮 ○経済活動の停滞・低下への配慮 分析結果は、支援策の立案等の基礎データとするため、関係部局へ速やかに配布するとともに、定期的にマスコミ等を通じ、住民等へ情報提供を行う。</p>									

【行動フロー】



産業振興課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○事業者等被害概況調査

- ・被害・復旧状況について、地域防災計画に定める被害状況等の情報収集のほか、業界団体等の被災状況の把握方法等について、復興プロジェクトと情報を共有しておく。
- ⇒事前にどのような情報を収集するか、庁内において協議が必要。
- ・被害状況調査票のフォーマットを復興プロジェクトと連携し、作成準備をする。
- ⇒商品との被害について把握できる項目を調査票に入れるなど、被害状況調査票案を復興プロジェクトと協議する。
- ・情報提供方策（利用媒体・情報項目・内容等）及び体制づくりについて検討する。
- ⇒情報提供方策について庁内で事前に検討しておく必要がある。
- ・災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、事前に商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、収集・整理・共有できる情報を整備する。
- ⇒商工会議所、商工会、JA、漁業協同組合等の関係団体と事前に共有できる情報について協議する必要がある。

○定期的な被害・復旧状況調査

- ・復旧状況に応じた被害状況調査票のフォーマットを作成準備する。
- ⇒調査票の内容等について復興プロジェクト等の庁内で協議検討する。
- ・定期的な被害・復旧状況を円滑に確認・把握できるよう、連絡体制を検討する。
- ⇒連絡体制について、庁内で事前に検討、調整の必要がある。

(3) 留意事項

- ・建物や施設等の被害については、被害調査等の実施で把握できるが、商品等の損害状況については把握できないため、業界団体への照会、個別企業へのヒアリング調査等を実施する必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南商工会議所、下津町商工会	被災中小企業の自立、産業振興の支援

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

事業所等被害概況調査(仙台市)

発災後、本市では東日本大震災の影響による地域企業の被害状況や復旧の見通し、復興に向けた施策のニーズ等を把握し、企業に対する効果的な支援策につなげるために、市内の企業、各種団体に対して緊急ヒアリング調査を実施した。

この調査によると、建物被害があった事業所は439事業所(60.0%)、商品・製品等被害があった事業所は289事業所(42.5%)であった。また、震災直後に「営業・操業停止(現在は通常営業を含む)」をした事業所は、531事業所(72.6%)であった。「今困っていること」に対しては、478事業所から644件の回答(複数回答含む)が得られ、「売上・受注の停滞、不振」が163件と最も多く、「インフラ・ライフラインの復旧の遅れ(ガソリン不足含む)」が92件、「資金繰り・金融難」が88件、「原材料・仕入れ製(商)品の高騰」が73件、「風評被害」が29件などとなった。また、「その他要望、意見」に関しては378事業所から461件の回答(複数回答含む)が得られ、大まかに分類すると「資金援助、融資、税負担軽減」に関するものが116件、「自粛傾向・風評被害の打破」に関するものが62件、「行政からの情報提供」に関するものが57件などとなった。

震災の影響による地域企業の被害状況や復旧の見通し、復興に向けた施策のニーズ等を把握し、企業等に対する効果的な支援策につなげるため、平成23年7月に「震災復興支援に向けたアンケート調査」を実施した。このアンケート調査は、経済センサス調査結果名簿(平成21年および平成24年)から、業種や規模別に無作為に抽出した市内事業所1,000カ所を対象としたもので、平成26年度まで半期に1度実施した(調査は郵送配布・郵送回収による)。

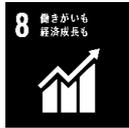
この調査によると、平成26年度(第8回調査)には、91.6%の事業所が震災直前と比べて受注量・売上が「8割以上回復(変化なし含む)」と回答している。

また、復旧・復興を促進するための必要な支援策については、平成23年度の調査では、「税金等の軽減」、「資金面の支援」等財政的な支援を必要としていたのに対し、平成26年度の調査では、「人材確保」や「取引先の拡大」に対する支援が必要となっている。

出典:東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌

5-1-2 各種融資制度の周知・経営相談

施策コード	5-1-2	施策名	情報収集・提供・相談
項目	各種融資制度の周知・経営相談		



概要	融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知し、活用を促進する。また、事業再建に関する情報を提供するなど、事業者の経営相談に応じる。
----	---

(1)項目・手順等

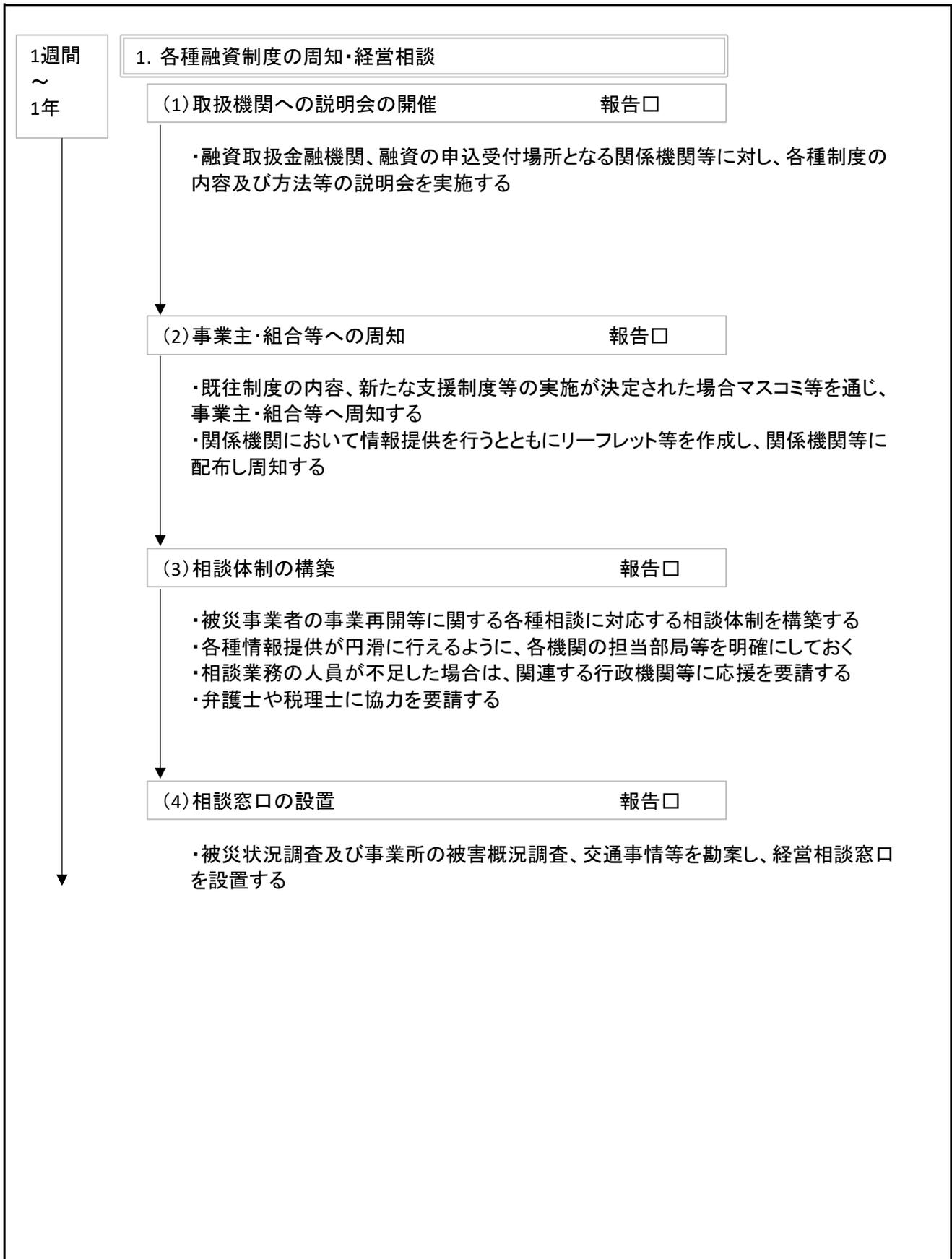
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①取扱機関への説明会の開催	産業振興課								
融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法等を周知するため、説明会を開催する。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②事業主・組合等への周知	産業振興課								
国や県、市の持つ既往制度の内容、また新たな支援制度等の実施が決定された場合、マスコミや業界団体等を通じ、事業主・組合等へ周知する。 各相談所、取扱指定金融機関、中小企業振興公社、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し周知する。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③相談体制の構築	産業振興課								
被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するために、当該地方公共団体及び商工会議所、農業協同組合等が一体となった産業復興に関する相談体制を構築する。 復旧・復興に関する各種情報提供が円滑に行えるように、各機関の担当部局等を明確にしておく。 相談業務に関する人員が不足した場合には、関連する行政機関等に応援を要請する。 法律相談や税務相談にも対応できるように、弁護士や税理士にも協力を要請する。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④相談窓口の設置	産業振興課								
事業者に対し、的確な相談・指導を行い、円滑な再建へと誘導していくために、相談窓口を設置する。 被災状況調査及び事業所の被害概況調査、交通事情等を勘案し、経営相談窓口を設置する。									
<p>■参考：支援制度の情報発信</p> <p>東日本大震災後、国や自治体の支援制度を検索できる「復旧・復興支援制度情報」データベースが開設され、各種支援制度に関する情報が発信されている。</p>									

【行動フロー】



産業振興課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○事業主・組合等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業制度の周知を図るため、事前に事業者、農地等の所有者の所在地（特に市外居住者）等を把握しておく。 <p>⇒商工会議所、商工会等の関係団体と連携し、事業者の所在地等の情報を事前に把握するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑に活用するため、融資制度等の経済復興に関わる既往の制度について、事業者に周知しておく。 <p>⇒市ホームページに融資制度を掲載するとともに商工会議所、商工会等関係団体に対し情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにしておく。 <p>⇒商工会議所、商工会等関係団体と事前に情報交換の場を定期的に持ち、災害発生時の周知方法、内容について協議する。</p> <p>○相談体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に関する各種情報提供が円滑に行えるよう、各機関の担当部局等を明確にしておく。 <p>⇒融資制度の周知や経営相談等を実施する国・県の窓口をはじめ、金融機関の窓口の把握を行う。</p> <p>○相談窓口の設置への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな相談体制を構築し、各種融資制度等を周知するため、相談窓口の設置場所や窓口への中継方法などを検討し、必要に応じ協力する。 <p>⇒相談窓口の設置場所や中継方法等について国・県、金融機関等の関係団体と事前に協議する。</p>

(3) 留意事項

<p>○支援制度の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災後、国や自治体の支援制度を検索できる「復旧・復興支援制度情報」データベースが開設され、各種支援制度に関する情報が発信されている。 <p>○相談・指導内容の統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の相談に対する回答などでばらつきが生じないよう統一的な対応を図るために、国、県、市及び関係機関が協議し、相談・指導内容及びその体制について協議を行うことが必要である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
金融機関	制度周知・情報交換
和歌山県商工振興課	制度周知・情報交換
和歌山労働局	制度周知・情報交換

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・経営相談窓口の開設・経営専門家の派遣

宮城県は、2011年11月、沿岸部の各商工会議所及び商工会に、相談窓口として「復興相談センター地域事務所」を設置した。経営や金融の専門家を震災アドバイザーとして配置することにより、事業再開に必要な手続きをスムーズに着手できるよう指導させた。

中小企業基盤整備機構(中小機構)では震災復興支援アドバイザー制度を創設し、中小企業診断士などの経営専門家を被災中小事業者に派遣し、事業再建計画の策定や販路開拓、そして地方公共団体・支援機関の復興計画策定などに対する助言を行った。

・融資制度・信用保証制度の拡充

国においては、事業の復旧に必要な設備資金・運転資金を日本政策金融公庫・商工中金が長期・低利で融資する「東日本大震災復興特別貸付」(2011年5月より実施)を設け、震災によって直接又は間接の被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して迅速・円滑な資金調達を行ったほか、通常の保証枠とは別枠で融資額(最大2億8千万円)の100%を信用保証協会が保証する「東日本大震災復興緊急保証」(2011年度より実施)を創設し、震災により不動産等の資産が失われた中小企業等の信用力を補完するなど、強力な資金繰り支援を実施した。2020年9月末までに、30万4千件、6兆1,232億円の特別貸付、14万8千件、2兆9,896億円の緊急保証を実施するなど、多くの被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興に寄与した。

被災3県(岩手、宮城、福島)においても、信用保証協会による保証付きの被災者事業向け融資に関して、保証料補給等を行う制度を創設し、民間金融機関による資金繰り支援が実施された。

・企業人との交流による経営人材の育成

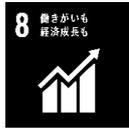
東北未来創造イニシアティブ(全体主催:東北大学・一般社団法人東北ニュービジネス協議会)は、被災地の自立的、創造的復興をめざし、2012年から5年間、経済同友会の協力を得て、被災地の次代を担うリーダーを育成する「人材育成道場」を実施した。被災地域の経営者に対して同友会会員企業の指導のもと事業構想を作成し、地域住民の前で発表する実践的取組や、起業家の事業モデルの評価やグループディスカッションを行い、次世代産業を担う新たなリーダーを育成した。

また、全国の福島に縁のある経営者らが福島の新しいリーダーを育成する「ふくしま復興塾」を始動させた。具体的には、福島の復興や未来を担う意欲のある県内外の多様な若者を塾生とし、復興塾での活動を通じて福島の次世代のリーダーとして育成しようとしている。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

5-1-3 物流の安定・取引等のあつ旋等

施策コード	5-1-3	施策名	情報収集・提供・相談
項目	物流の安定・取引等のあつ旋等		



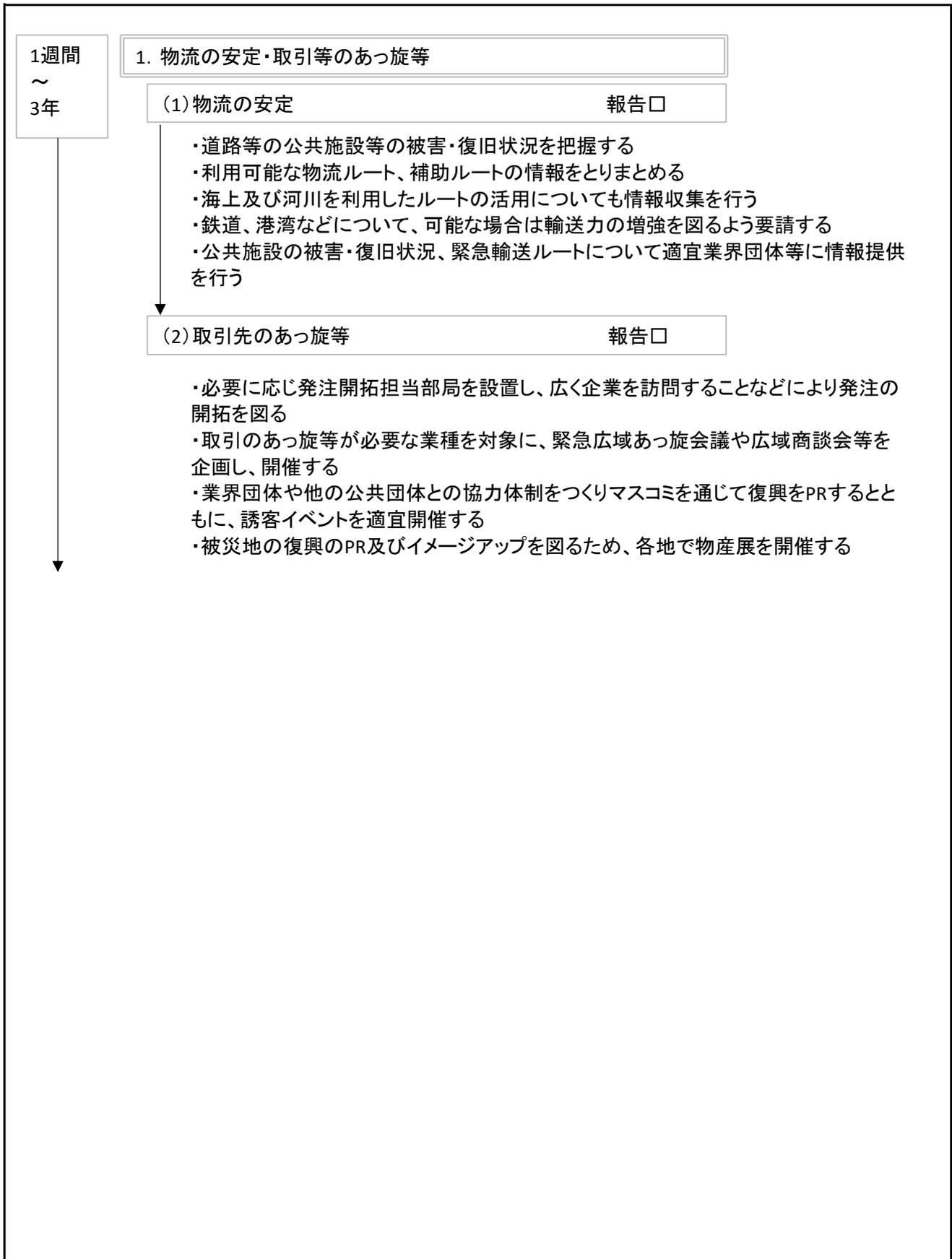
概要	利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。また、新たな発注先や販路を開拓するなど取引先をあつ旋する。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①物流の安定	産業振興課								
<p>1) 物流ルートに関する被害状況の把握 道路等の公共施設等の被害・復旧状況を把握する。 利用可能な物流ルート、補助ルートについての情報をとりまとめる。 都市内の道路利用が制約されることも想定されるため、海上及び河川を利用したルートの活用についても情報収集する。</p> <p>2) 物流ルートの確保 鉄道、港湾などについて、可能な場合には輸送力の増強を図るよう要請する。</p> <p>3) 業界団体等への情報提供 道路等の公共施設の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートについて、適宜業界団体等に対し、情報提供を行う。 業界団体等への情報提供に関しては、インターネット等も活用する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②取引先のあつ旋等	産業振興課								
<p>1) 発注の開拓 事業所の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ、取引のあつ旋の実施を検討し、あつ旋の必要性が認められた場合、発注開拓担当部局を設置する。 発注開拓担当部局は、広く企業を訪問することなどにより発注の開拓を図る。 他都道府県の企業の情報についてもできる限り入手し、発注の開拓を図る。</p> <p>2) 商談会等の開催 特に取引のあつ旋等が必要な業種を対象に、緊急広域あつ旋会議や広域商談会等を企画し、開催する。</p> <p>3) 観光イベント等の開催 観光イメージの回復、観光客やコンベンションの誘致のため、業界団体や他の公共団体との協力体制をつくり、マスコミや全国各地で実施される観光フェア等を活用し、復興をPRするとともに、誘客イベントを適宜開催する。 被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。</p>									

【行動フロー】



5-1-3 物流の安定・取引等のあつ旋等

産業振興課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○物流の安定</p> <ul style="list-style-type: none">被災直後における迅速かつ的確な交通・物流網の応援支援等については、物流ルート of 被害状況の把握等、関係する民間企業や国・県等の連携が不可欠であるため、協力体制の構築を図る。 <p>○取引先のあつ旋等</p> <ul style="list-style-type: none">商工会議所や商工会のほか、各種団体と連携し、被災時に係る被害状況の把握、あつ旋の必要の有無等の連絡が速やかに行えるよう、連絡体制を確立する。
--

(3) 留意事項

<p>被災後においては、特に情報網や交通網の被害が大きく、調査や情報収集等は困難な状況となることが想定される。</p>

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県道路政策課	物流ルート of 被災状況の把握
近畿運輸局和歌山運輸支局総務企画部門	物流ルート of 被災状況の把握
海南商工会議所、下津町商工会	企業等の被災状況の把握

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・被災経験をもとに新事業の創出

株式会社ワンテーブルは、震災前は北海道で農業をテーマにこども向けの体験学習教室を行っていたが、宮城県に拠点を移し農業関連の事業を手掛けようとした際に震災が発生した。経営者は自ら被災しながら避難所へ物資を供給していたが、乾パンやクッキーなど硬くて水分を必要とする備蓄食に疑問を持った。そこで、被災経験をもとに、常温で5年間備蓄が可能で栄養バランスにも配慮した備蓄食ゼリー「LIFE STOCK」を開発した。さらに、備蓄を可能にした技術を活用し、健康食品や宇宙食の開発など新事業の創出に取り組んでいる。

・大手企業とのマッチングによる新商品の開発

復興庁では、被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、大手企業等が、技術、情報、販路など、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場として、震災の翌年度から「地域復興マッチング『結の場』」を実施している。「結の場」は2020年度までに被災3県で28回開催され、436件の連携事業が成立している。

株式会社バンザイ・ファクトリーは、岩手県盛岡市で設立後、秋田県に工房を移していたが、震災を機に被災地を支援するため、陸前高田市に移転した。同社は、武蔵野美術大学との産学共同により、美しく握りやすい木製のiPhone ケースの開発を進め、2016年に製品化した。さらに、2017年に「結の場」に参加し、富士通株式会社の特許技術を活用したさまざまな香りが楽しめるスマートフォンケースを開発した。この木製のスマートフォンケースは林野庁が支援する「ウッドデザイン賞」を受賞するなど順調に成果を上げた。同社は、自社に不足している技術力やデザイン力を、大学や企業との連携によって補うことで高付加価値商品の開発に取り組んでおり、生産者と大学との協働による商品の品質向上を目指している。

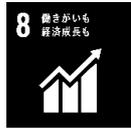
・生産者との協働や大学等との連携による高付加価値化で販路を開拓

岩手県釜石市の製麺会社である株式会社川喜は、売上の7割が首都圏向けであったが、震災で物流がストップしている間に販路を奪われ、急激な売上減少となった。販路回復に向け、使用するそば粉を100%岩手県産にするための原料確保と、本来の風味を保ちながら添加物を用いず日持ちする高付加価値商品の開発を目指した。岩手県産そば粉の確保については、震災前からの地元農家との協働で自家栽培に着手することで解決した。添加物を用いず日持ちする生麺の開発は岩手大学や装置開発会社と連携し、そば粉を高温気流で殺菌する製法により商品化に成功した。また、完成した商品は一般社団法人東北経済連合会のマーケティング・知的財産事業化支援事業によってブランディングが図られ、「いわて南部地粉そば」として販売することで、首都圏の多くの高級スーパーや百貨店との取引につながり、順調に販路を回復している。

出典：復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

5-2-1 中小企業再建資金の貸付等

施策コード	5-2-1	施策名	中小企業等の再建
項目	中小企業再建資金の貸付等		



概要	一時的に再開・再建資金の確保が困難な事業者に対し、現行制度資金の円滑な活用、緊急資金制度の創設などにより、自力再開・再建を支援する。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①資金需要の把握と関係金融機関への要請	産業振興課								
<p>被災者に対する貸付が迅速に行われるように、被災地を管轄する金融機関に対して、貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の緩和等の特別措置の実施について要請を行う。</p> <p>被害が甚大である場合、預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。</p> <p>1) 被害の把握等 事業者被害の状況を把握する。特に激甚な被害額となることが予想される場合には激甚法の適用のために、市は、県と連携して「被害額確定調査」を行う。</p> <p>2) 関係金融機関等への資金準備要請 被害状況調査の結果等により、被災事業所の再建に要する資金需要を予測する。 資金需要予測に基づき、制度融資の取扱い指定金融機関及び信用保証協会に対し、資金の準備を要請する。 政府系中小企業金融機関等に対し、資金準備要請を行うよう国に求める。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②既往融資制度の活用促進	産業振興課								
<p>事業所の速やかな再建を図るため、県や国等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。</p> <p>1) 取扱機関への説明会の開催 新たな支援制度等の実施が決定された場合、新たな支援制度を取り扱う関係機関、各相談所等に対し、制度の内容及び取扱方法を周知するため、説明会を開催する。</p> <p>2) 事業主・組合等への周知 新たな支援制度等の実施が決定された場合、マスコミや業界団体等を通じてその内容を事業主・組合等へ周知する。 各事業所、取扱指定金融機関、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し、周知する。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③経営相談の実施	産業振興課								
交通事情等を勘案しながら、臨時の経営相談窓口を設置し、融資制度など事業再建に関する情報を提供する。									

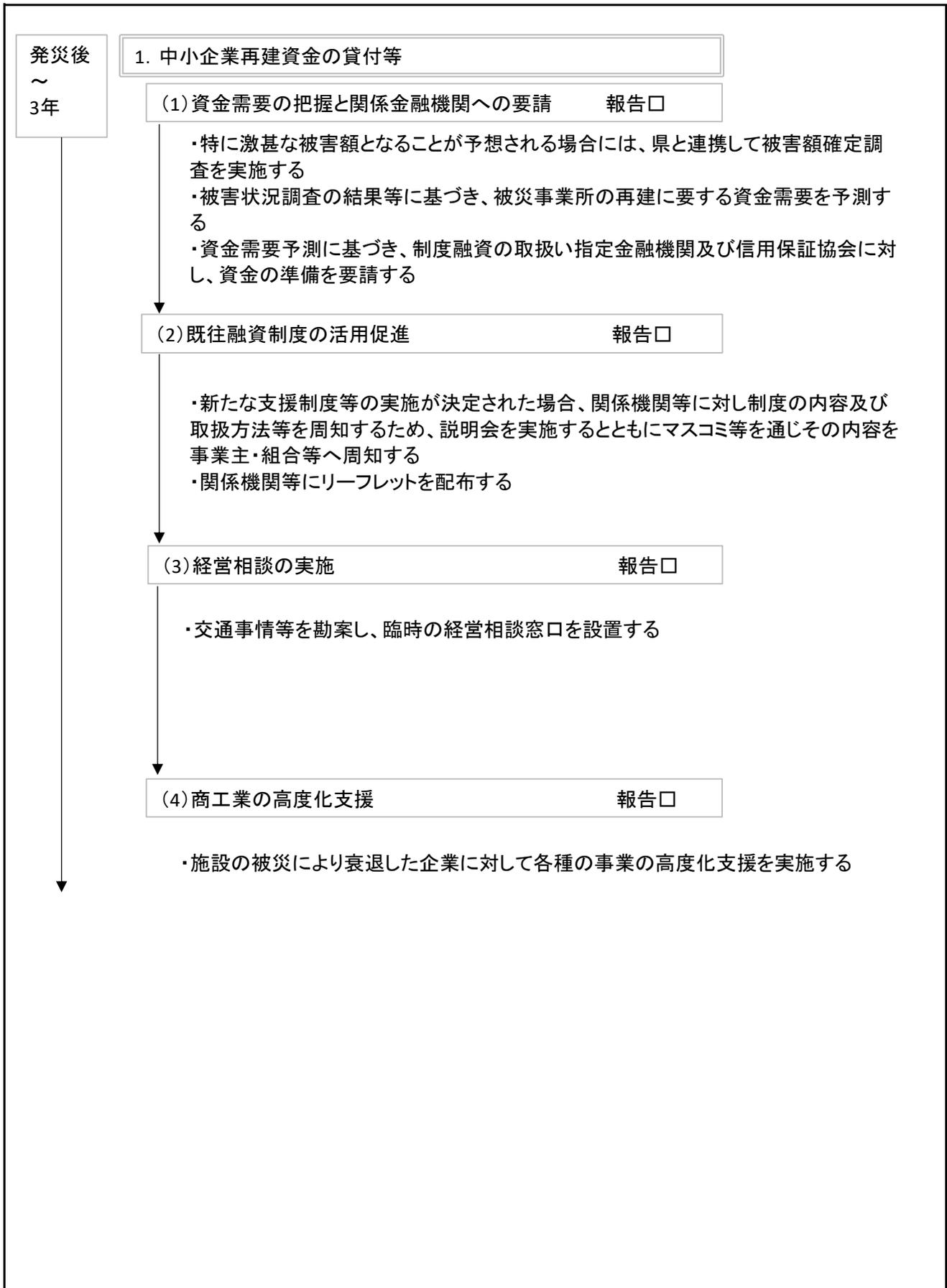
内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④商工業の高度化支援	産業振興課								
被災した中小企業が施設を再建するにあたっては、従前レベルでの施設再建にとどまるのではなく、設備や技術の高度化を図り、生産性や効率性を高めることが重要である。このため、施設の被災により衰退した企業に対して各種の事業の高度化支援を実施する。									

■参考：東日本大震災復興特別貸付
東日本大震災の際には、以下のような支援策が実施されている。

東日本大震災復興特別貸付の概要

事業名	対象等	支援内容	実施主体
東日本大震災復興特別貸付	①直接被害者 ・地震・津波等により直接被害を受けた方。(罹災証明必要) ②間接被害者 ・直接被害者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方。 ③その他 ・震災の影響で業績が悪化している方。	○貸付限度額 ・中小企業事業：既往残高にかかわらず7億2,000万円 ・国民生活事業：既往残高にかかわらず4,800万円 ○貸付期間 ・設備資金：15年以内 ・運転資金：8年以内 ○貸付利率：基準利率(一定の要件の場合利率引下げ)	株式会社 日本政策金融公庫 株式会社 商工組合中央金庫

【行動フロー】



産業振興課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○資金需要の把握と関係金融機関への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、関係団体及び金融機関と連携し、被災者支援資金や各種支援制度の効率的な申請・受付体制を構築する。 <p>⇒被災時を想定し、国・県、金融機関と連携し、申請・受付体制の検討及びマニュアルの作成を行う。</p> <p>○既往及び新規融資制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供方策（利用媒体・情報項目・内容等）について、検討する。 <p>⇒情報提供の方策等について庁内で検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱指定金融機関や各種業界団体等の連絡担当者名簿を作成する。 <p>⇒事前に金融機関や各種業界団体等の連絡先名簿を作成し、備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置及び新たな支援制度の創設について、検討する。 <p>⇒他の事例等を参考に情報収集、検討を行う。</p> <p>○経営相談の実施への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スムーズな相談体制を構築し、各種融資制度等を周知するため、相談窓口の設置場所や周知方法などを検討するとともに、必要に応じ、協力する。 <p>⇒金融機関、商工会議所、商工会等関係団体等と相談体制、窓口の設置、周知方法等について事前に協議する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の作業の円滑化に向け、経営相談窓口で対応する際のチェックリストなどのフォーマットを関係機関と協議し、検討する。 <p>⇒相談窓口での対応チェックリスト等のマニュアルの内容を事前に協議・検討する。</p>

(3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の活性化を図るためには、施設の再建と同時に、まちづくりや観光対策、雇用対策等との十分な調整を行い、地域内の人口確保や観光客の入込数の増加に取り組むことが重要である。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県商工振興課	支援体制の構築
金融機関	資金準備、貸付
和歌山労働局	支援体制の構築
ハローワーク	支援体制の構築
各商店街	支援体制の構築

(5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・被災地の金融機能の維持・強化

2011年6月、金融機能強化法に震災特例を設ける改正が行われ、被災地における円滑な信用供与を行うために、自己資本の充実を図ることが必要となった地域金融機関に対する国の資本参加の条件が緩和された。この震災特例により、2012年末までに宮城県気仙沼市の気仙沼信用金庫を含め、12金融機関に2,310億円の公的資金が投入され(一部国へ返済済み)、地域の金融機能が維持・強化された。これにより、地域金融機関による中小企業等に対する円滑な資金供給や震災からの復興に向けた多方面にわたる支援が可能になり、地域経済の活性化や被災地域の復興に貢献した。

・産業復興機構・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立

被災6県(岩手、宮城、福島、青森、茨城、千葉)は、二重債務問題を解決するため、2011年10月から県内の再生支援協議会を拡充する形で産業復興相談センターを順次設けるとともに、地元金融機関や中小企業基盤整備機構との共同出資により産業復興機構(青森県を除く。)を設立し、事業再生計画の策定や債権者との調整を行った。2020年11月末時点の相談件数は6,825件、金融機関の支援の合意件数は1,388件(債権買取決定件数は339件)に上った。

また、国は2012年2月に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立した。同機構では、最長15年の事業再生計画を策定し、支援決定を受けた事業者に対し、債権買取のほか、債務保証、債務免除等の支援を行った。2020年11月末時点の相談件数は2,938件、支援決定件数は744件、債権買取件数709件に上っており、これらの支援を通じて、被災3県合計で約14,200人の雇用の維持につながった。一方、いずれの機構も関係金融機関との合意形成等に時間を要し、支援を行うまでに一定期間を要した案件も見られるなどの課題も見られた。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

新たな商業施設

- ・中小企業の本設施設での再建を支援する中小企業等グループ補助金を活用して、大船渡駅周辺地区や越喜来地区等に新たな商店街が整備された。
- ・復興を先導する拠点として整備を進めた大船渡地区津波復興拠点整備事業区域においては、9つの街区のうち、8つの街区において民間借地人が事業を開始している(令和2年9月末現在で計68店舗、うち53%が被災事業者)。

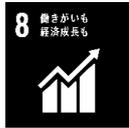
グループ補助金を活用して再建した商店街
(若手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付決定状況について)

交付決定年度	グループ名	企業数
H24	おおふなと夢グループ	48
	三陸サイコー商店会	6
	大船渡 復興横丁グループ	17
	大船渡飲食店グループ	20
H25	三陸サイコー商店会協同組合	7
H27	ケセンきらめき逸品グループ	5
H28	輝くビューティープロジェクトグループ	3
	大船渡中心市街地新生グループ	29

参考:市商工課集計数値

出典:大船渡市 東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承

施策コード	5-2-2	施策名	中小企業等の再建
項目	事業の場の確保		



概要	地場産業等の集積地域、商店街等が極めて激甚な被害を受けた場合、事業支援により、被災者の就業の確保を図る。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①早期の復旧支援	産業振興課								
<p>事業所再建のための資金融資に関して、国等が行う各種の産業施設の再建費用への助成・資金融資制度に対して、特例措置等を要請するとともに、それらに関する情報提供を行い、相談に対応するなど、その活用を促進する。さらに、地方公共団体や基金による助成制度・融資制度の設立を検討する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②賃貸型共同仮設工場・店舗の設置	産業振興課								
<p>事業所・工場の被災により、事業再開が困難となっている事業者に、一時的な事業の場を提供するため、賃貸型の共同仮設工場・店舗の整備を検討する。</p>									

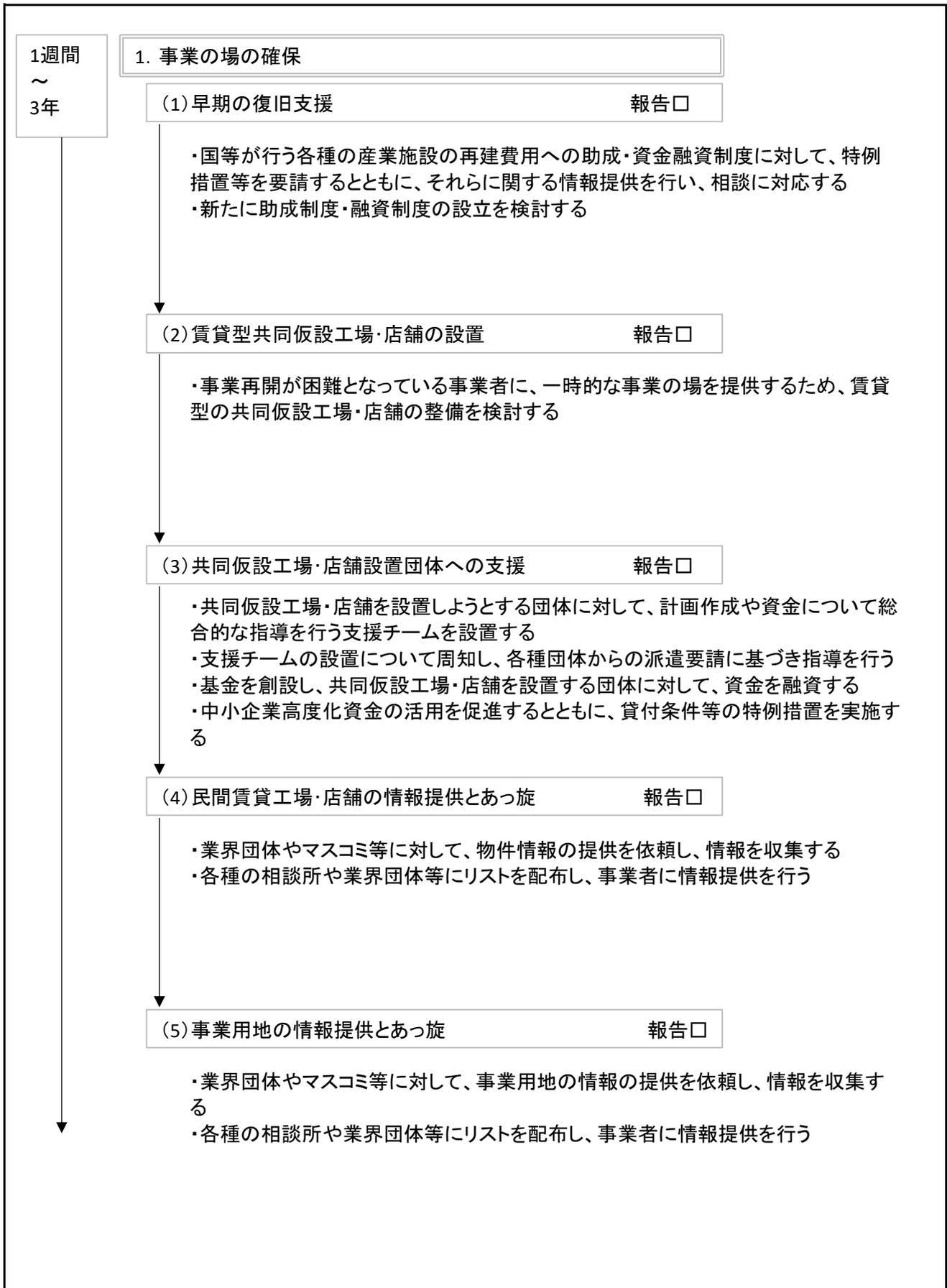
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③共同仮設工場・店舗設置団体への支援	産業振興課								
<p>共同仮設工場・店舗を設置しようとする事業組合等の団体に対して、計画作成や資金に関する支援を行う。</p> <p>1) 共同仮設工場・店舗設置団体への指導 共同仮設工場・店舗を設置しようとする団体に対して、計画作成や資金について総合的な指導を行う支援チームを設置する。 ○支援チームの構成 中小企業事業団、自治体、商工会・商工会議所、中小企業振興公社等から人員を集める。人員が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。 設置について周知するとともに、各種の団体からの派遣要請に基づき、指導を行う。</p> <p>2) 建設及び建設支援 仮設工場、仮設店舗用地については、事前に建設用地として活用が想定される用地の情報を把握することが必要である。また、仮設工場や仮設店舗の用地は、応急仮設住宅の建設用地などさまざまな分野においても活用が想定されるため、あらかじめ関係部局・機関等と利用調整を図ることが求められる。</p> <p>3) 設置費用に対する支援 基金を創設し、共同仮設工場・店舗を設置する団体に対して、資金を融資する。 中小企業高度化資金（（独）中小企業基盤整備機構）の活用を促進するとともに、貸付条件等の特例措置を実施する。</p>									

5-2-2 事業の場の確保

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④民間賃貸工場・店舗の情報提供とあつ旋	産業振興課								
被災した事業者に対し、民間の賃貸工場・店舗に関する情報を提供する。									
1) 物件情報の収集 業界団体やマスコミ等に対して、物件情報の提供を依頼し、情報を収集する。									
2) 物件情報の提供 各種の相談所や業界団体等に情報リストを配布し、事業者の情報提供を行う。									

内容	担当課(平時)																
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年								
⑤事業用地の情報提供とあつ旋	産業振興課																
移転を伴う工場・事業所・店舗の再建を希望する事業者に対して、移転可能な事業用地に関する情報提供を行う。																	
1) 事業用地の情報収集 工業団地等の工業地の空き状況を把握するとともに、業界団体やマスコミ等に対して、事業用地の情報の提供を依頼し、情報を収集する。																	
2) 事業用地の情報収集 各種の相談所や業界団体等にリストを配布し、事業者の情報提供を行う。																	
<p>■参考: 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 東日本大震災の際には、以下のような支援策が実施されている。</p> <p style="text-align: center;">中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業名</th> <th style="width: 30%;">対象等</th> <th style="width: 45%;">支援内容</th> <th style="width: 10%;">実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業組合等共同施設等災害復旧事業</td> <td>○対象者 ・中小企業グループ、商店街振興組合、まちづくり会社等</td> <td>○対象経費 ・施設費、設備費、市場調査費 等 ・商業等の賑わい創出のためのイベント等事業費 等 ○補助率 ・3/4 (国 1/2、県 1/4) を補助 (事業者負担となる 1/4 相当分は高度化融資(無利子)の利用が可能。</td> <td>中小企業庁</td> </tr> </tbody> </table>										事業名	対象等	支援内容	実施主体	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	○対象者 ・中小企業グループ、商店街振興組合、まちづくり会社等	○対象経費 ・施設費、設備費、市場調査費 等 ・商業等の賑わい創出のためのイベント等事業費 等 ○補助率 ・3/4 (国 1/2、県 1/4) を補助 (事業者負担となる 1/4 相当分は高度化融資(無利子)の利用が可能。	中小企業庁
事業名	対象等	支援内容	実施主体														
中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	○対象者 ・中小企業グループ、商店街振興組合、まちづくり会社等	○対象経費 ・施設費、設備費、市場調査費 等 ・商業等の賑わい創出のためのイベント等事業費 等 ○補助率 ・3/4 (国 1/2、県 1/4) を補助 (事業者負担となる 1/4 相当分は高度化融資(無利子)の利用が可能。	中小企業庁														

【行動フロー】



産業振興課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 早期の復旧支援
 - ・県、関係団体及び金融機関と連携し、被災者支援資金や各種支援制度の効率的な申請・受付体制を構築する。
 - ⇒国・県等の関係団体と連携し、被災支援資金や各種支援制度の申請・受付体制について事前に協議する必要がある。
- 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置
 - ・災害時における共同仮設工場・店舗の設置に向け、立地可能な候補地について検討を進める。
 - ⇒庁内において共同仮設工場・店舗等の設置に向け、立地可能な候補地の検討を実施する。
- 支援チームの設置
 - ・中小企業基盤整備機構、自治体、商工会、商工団体等から人員を集め、支援チームを設置する。
人員が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。
 - ⇒支援チームの構成について、あらかじめ庁内で検討する
 - ・支援チームの設置について周知するとともに、共同仮設工場・店舗を設置しようとする団体からの派遣要請に基づき、中小企業診断士など専門士業団体と連携して、指導を行う。
 - ⇒支援チームの人選について、あらかじめ庁内で検討する。
- 共同仮設工場・店舗設置団体への支援
 - ・共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して行う指導や助言内容等について、関係機関で連携し検討する。
 - ⇒国・県、商工会議所、商工会等の各種団体と共同仮設工場・店舗設置団体に対する指導や助言の内容等について協議・検討する。
- 民間賃貸工場・店舗の情報提供とあっ旋
 - ・民間の賃貸工場・店舗に関する情報について整理し情報の共有を図る。
 - ⇒民間の賃貸工場・店舗等の情報について、商工会議所、商工会等から情報を共有する。
- 事業用地の情報提供とあっ旋
 - ・県と連携し、用地利用に関する資料を作成する。
 - ⇒県等、関係機関から事業用地の情報を共有し、リスト化する。
 - ・仮設営業基盤に係る建設用地の事前選定や建設用資材の事前準備等について検討する。
 - ⇒仮設営業に係る建設用地の候補について、庁内で協議しておく必要がある。

(3)留意事項

○仮設工場・店舗の建設
 ・経済復興支援策として仮設工場や仮設店舗を建設する場合には、被災事業者の産業特性を勘案して建設用地を決定する。

○仮設工場・店舗へ入居できない工場・店舗に対する支援
 ・仮設工場・店舗に入居できない工場・店舗に対して、民間の賃貸施設や空き店舗に関する情報の提供等、事業の場の確保に係る支援を行うことを検討する。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県商工振興課	支援体制の構築
海南商工会議所、下津町商工会	被災中小企業の自立、産業振興の支援
海南青年会議所	被災中小企業の自立、産業振興の支援

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・グループ補助金による施設・設備の復旧支援

国は、被災地域の経済・雇用の早期回復を目指すため、1事業者の復旧のみならず、地域全体の「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」を重層的に進めていく必要があった。事業者グループの共同事業を促進するため、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4(国1/2、県1/4)を補助する中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)を2011年度に措置した。被災中小企業等がグループで復興事業計画を策定することで、サプライチェーンの形成や地域の経済・雇用への高い貢献等が期待でき、効果的な被災地域の復旧・復興に向けた支援につながった。

岩手県釜石市のミネックス株式会社がグループ補助金を活用して肥料製造施設等を整備し、原料供給事業者等と共同で高付加価値肥料等の開発や肥料の迅速・安定供給を可能とするサプライチェーンを構築し、除塩対策用肥料等の供給により津波被災地域の農業再開に貢献した。さらに未利用水産資源を活用した肥料の開発により地元水産物の振興にも貢献している。

・仮設店舗・商店街の整備による商業機能の早期復旧

東日本大震災では、中小機構が仮設店舗や仮設工場等を整備し、市町村を通じて中小企業等に原則無料で貸し出された。このうち、仮設商店街は延べ70か所が整備された。

岩手県宮古市田老地区では、2011年5月、リゾート施設の敷地内に県から無償貸与されたテント2張りで共同店舗をオープンさせていたが、不足する仮設店舗を追加するため、同年9月に同一敷地内に仮設商店街・たろちゃんハウスが整備され、テントの事業者ら22事業者が協同組合を組織し入居した。407戸の仮設住宅に隣接した仮設商店街は被災者のコミュニティの場となり、生活を支える重要な役割を果たした。

陸前高田市の高田町大隅地区では、2012年6月に13事業者が入居する仮設商店街「高田大隅つどの丘商店街」をオープンしたが、2018年9月に退去期限を迎えたため、市から仮設施設の払い下げを受け、別の仮設商店街から事業者や非営利団体を受け入れ、カフェやコワーキングスペースなど業種を超えた連携により新しい交流の場として「たまご村」を再スタートした。

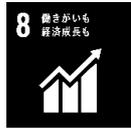
・商店街間連携による地域商業の復興

宮城県南三陸町では、震災により発生した津波によって平地の建物の大部分が流失、複数あった商店街も壊滅し、町の商業機能は完全に停止した。店舗を失った志津川地区の事業者が集まり、店舗も商品もない中、自ら立ち上がるため、「南三陸商店街」を組織した。南三陸商店街は、「ぼうさい朝市ネットワーク」(全国各地の商店街をネットワーク化し、お互い被災した際は助け合う目的で作られた商店街の組織)の支援を受けて「福興市」を開催した。その実績を基に2012年に仮設として再開された南三陸さんさん商店街では、独特の周遊を意識した店舗配置や盛大なイベントの開催など、地元住民から観光客まで皆が楽しめる取組が行われた。

岩手県宮古市の末広町商店街は、津波の浸水被害を受けたが、自力でヘドロやがれきを撤去して店舗を再開し、被災者を支えた。震災後の売上回復のため、2011年6月には隣接商店街と合同で「宮古あきんど復興市」を開催した。さらに、商店街振興組合を中心とする7商業団体、賛同108事業所による「いわて宮古街なか商人グループ」を立ち上げ、規模をより拡大して地域全体の活性化につながる事業を開始した。年2回開催し毎回1万5千人を集客する「復興市」の実施や、地域通貨「リアス通貨」の発行、震災遺児への支援など、商店街間連携による取組によって地域商業の復興を推進した。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	5-2-3	施策名	中小企業等の再建
項目	観光振興		



概要	観光施設の早期再建とともに、観光資源の開発や観光客誘致を行い、観光振興の推進を図る。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		①観光施設の新設	産業振興課						
<p>観光施設の整備に関する計画が、既に上位計画や既存計画にある場合は、施設整備による観光上の効果を十分検討した上で、必要に応じて計画の前倒しによる施設の整備を図る。</p> <p>施設の内容によって都市公園事業や市街地再開発事業、その他、過疎地域の振興対策関連事業や農林水産省所管の施設整備関連事業を活用することにより、施設整備に対する国庫補助を得ることを検討する。</p> <p>災害に対する防災意識の向上を図る目的に合わせ、地域の観光拠点施設の一つとして、資料館等の整備等も検討する。なお、整備にあたっては、博物館の展示・設備に対する補助制度があるため、必要に応じてこれらを使って施設の整備を図ることもできる。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		②観光資源の開発	産業振興課						
<p>地域にあるさまざまな資源を把握することにより地域を再認識し、それらを観光資源として、どのように開発できるのかを検討する。</p>									

5-2-3 観光振興

内容	担当課(平時)								
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
③観光客の誘致	産業振興課								

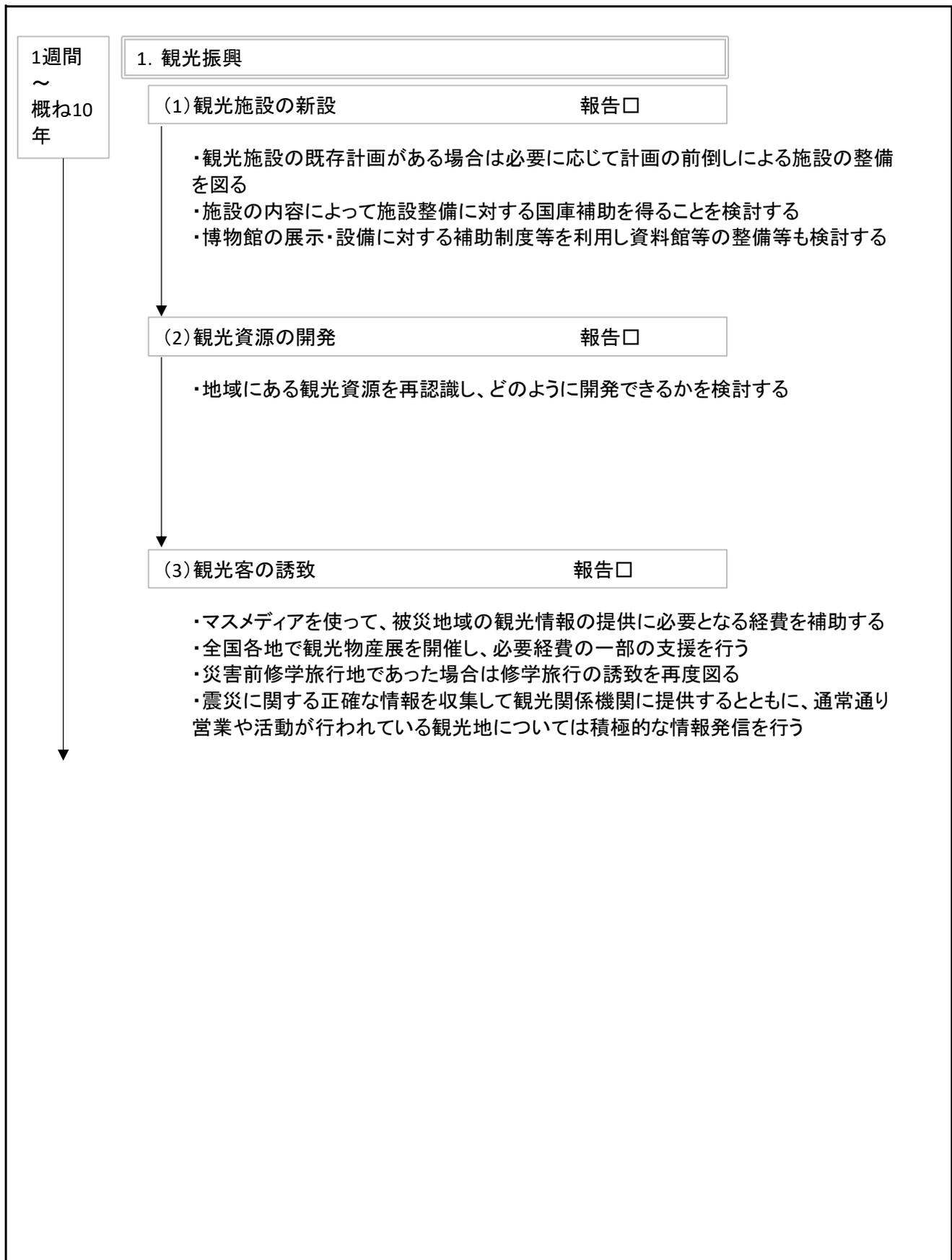
- 1) マスメディアを使った観光PR
 マスメディアを使って、被災地域の観光状況を紹介する番組の作成や観光情報の提供に必要な経費を補助する。
- 2) イベント（観光物産展、大規模会議誘致等）の実施
 全国各地で観光物産展を開催し、それに必要な経費の一部を市又は県が支援を行う。
- 3) 修学旅行の誘致
 被災地が災害前は修学旅行地であった場合には、観光施設の復旧に伴い、修学旅行の誘致を再度図る。
- 4) 風評被害の防止
 震災に起因した風評による観光需要の落ち込みが懸念される場合は、震災に関する正確な情報を収集して観光関係機関に提供するとともに、通常通り営業や活動が行われている観光地について積極的な情報発信に、観光関係機関と連携して取り組む。

■参考：広域連携観光振興対策事業（東北観光博）
 東日本大震災の際には、以下のような支援策が実施されている。

広域連携観光振興対策事業(東北観光博)の概要

事業名	事業のねらい	主な事業内容	実施時期
広域連携観光振興対策事業（東北観光博）	短期的には大きく落ち込む東北地域への旅行需要の喚起、中長期的には地域が主体となった新しい観光スタイルを実現するため、東北地域全体を博覧会場と見立て、官民あげた一体的な取組を展開。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地ごとにゾーンに分けて、地域独自の滞在プログラムを企画し、旅行社等と連携して、送客強化。 ・ゾーンごとに地域観光案内人を配置。 ・地域との出会いを創発する「東北観光博パスポート」等の導入。 ・ガイドブック等の作成。 ・ボランティアツアー等の実施。 等 	平成 24年 3月～平成 25年 3月

【行動フロー】



産業振興課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○観光施設の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設整備の体制づくりについて、関係団体等と検討する。 <p>⇒被災後の観光施設の整備体制について、国、県、観光協会等の関係団体と協議する必要がある。</p> <p>○観光資源の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害における被災地の災害記憶（遺産・遺構）等を活用した観光資源開発事例を事前に情報収集し、導入に向けて検討する。 <p>⇒他の事例等の情報を収集し、取りまとめておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源把握・開発の方策及び体制づくりについて、関係団体等と事前に検討する。 <p>⇒県、商工会議所、商工会、観光協会等の関係機関と観光資源の把握、開発方法等について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携し、さまざまな観光資源の開発に継続的に取り組むことにより、被災後の新たな観光資源に対応できるよう開発力強化を図る。 <p>⇒県、商工会議所、商工会、観光協会等の関係機関と観光資源の把握、開発方法等について協議する。</p> <p>○観光客の誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等において、風評被害防止の効果的な情報提供のあり方等について検討する。 <p>⇒他の事例を参考に情報の収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連機関と連携し、観光プロモーションを行う。 <p>⇒県、商工会議所、商工会、観光協会等の関係機関と連携し、引き続き観光プロモーションを行う。</p>
--

(3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設等の整備に当たっては、周辺の観光資源や観光拠点施設との関連や交通施設の整備状況等のその他の要素に十分配慮した計画づくりが重要である。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県観光振興課	支援体制の構築
海南商工会議所、下津町商工会	支援体制の構築
海南市観光協会	支援体制の構築

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・同業者とのネットワークによる施設の早期再開

福島県いわき市の水族館「アクアマリンふくしま(公益財団法人ふくしま海洋科学館)」は、震災による人的な被害はなかったが、津波により施設は孤立し、建物や水槽、電気設備の被災により多数の魚類が犠牲になった。生き残った飼育魚類等は、近隣の水族館のネットワークを生かしていったん避難した後、施設の復旧を行い、2012年7月に再開館を果たした。

2018年に小名浜で開催された第10回世界水族館会議では、「アクアマリンふくしま」の活動を世界に発信した。利用者の低迷は続いているが、国内外の13施設と友好関係にあり、特に、中国、韓国、香港の5施設とは職員・技術交流のみならず集客についても協力を得ることとしている。

・地域の魅力ある食や文化のアピール

福島県相馬市の松川浦地区は県内随一の良港と風光明媚な景観で知られる地域であるが、津波ではほぼ全域が被災し、原発事故に伴う漁業規制や風評被害により、観光事業者単独での観光復興は困難であった。そこで、相馬市観光協会と松川浦旅館組合を中心に27事業者で松川浦観光振興グループを結成し、グループ補助金を申請して施設・設備の復旧を進めた。また、地元の海産物を活用した「復興チャレンジ丼」を開発、メンバーの飲食店や旅館で提供し話題となった。さらに、「磯遊びツアー」の企画及び実施を通じて「おいしい魚の町、松川浦」を全国にアピールし、観光客の増加を達成している。

・地域DMOの設立による地域一体となった観光振興

観光庁では、観光地域づくりを行う法人としてDMO(Destination Management/Marketing Organization)の登録制度を2015年11月に創設し、関係省庁の支援策の重点実施などの支援を行っている。各地域では、地方公共団体や事業者が共同して観光戦略の策定に取り組む地域DMOの設立の機運が高まっている。

宮城県気仙沼市では、2017年4月、気仙沼市、観光コンベンション協会、リアス観光創造プラットフォームなどにより地域DMOとして一般社団法人気仙沼地域戦略が設立され、地域の関係者が一体となってマーケティングや観光戦略の策定、PR、商品開発を行っている。その際、観光事業の全般にわたる意思決定やマネジメントは、市、商工会議所、気仙沼地域戦略などで設立する気仙沼観光推進機構が担うこととした。気仙沼地域戦略の設立によって、市の観光事業に関する行政機関や業界間の役割が整理されただけでなく、気仙沼市の観光事業全般を俯瞰することが可能となったため、震災前に比べてより強力な体制で事業を推進することが可能となった。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

5-3-1 農林漁業再建資金の貸付等

施策コード	5-3-1	施策名	農林漁業の再建
項目	農林漁業再建資金の貸付等		



概要	農地等の再建や経営の安定、再開のため、融資制度の活用促進を図る。
----	----------------------------------

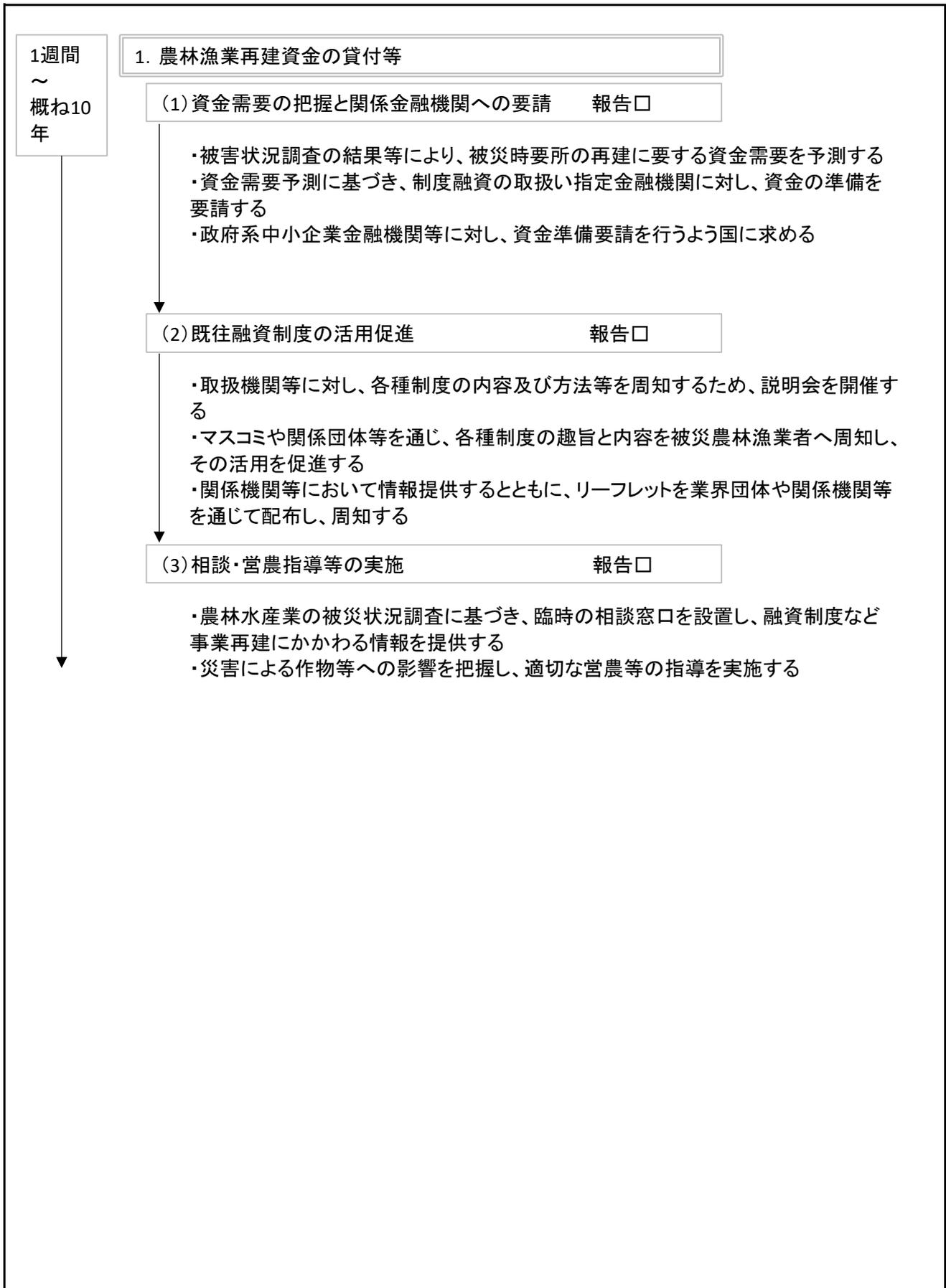
(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①資金需要の把握と関係金融機関への要請	産業振興課								
<p>被害が甚大である場合、預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。</p> <p>1) 資金需要の予測 被害状況調査の結果等により、被災事業所の再建に要する資金需要を予測する。</p> <p>2) 関係金融機関等への資金準備要請 資金需要予測に基づき、制度融資の取扱い指定金融機関に対し、資金の準備を要請する。政府系中小企業金融機関等に対し、資金準備要請を行うよう国に求める。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②既往融資制度の活用促進	産業振興課								
<p>国、県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を農林漁業者や各種団体に周知し、その活用を図る。</p> <p>1) 取扱機関への説明会の開催 融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法等を周知するため、説明会を開催する。</p> <p>2) 事業主・組合等への周知 被災直後より、マスコミや農林漁業団体等を通じて、各種制度の趣旨と内容を被災農林漁業者へ周知し、その活用を促進する。 農林漁業者、取扱指定金融機関等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し、周知する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③相談・営農指導等の実施	産業振興課						
<p>農林水産業の被災状況調査に基づき、臨時の相談窓口を設置し、融資制度など事業再建にかかわる情報を提供する。</p> <p>また、災害による作物等への影響を把握し、適切な営農等の指導を実施する。</p>									

【行動フロー】



産業振興課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 資金需要の把握と関係金融機関への要請
 ・資金の準備要請が円滑に行えるよう、関係金融機関等との連携を強化する。
 ⇒資金の準備要請が円滑に行えるよう、組織内で検討し、要請方法について金融機関と協議する。
- 既往及び新規融資制度の活用促進
 ・既往及び新規融資制度の情報について周知を行う。
 ⇒市ホームページ等を活用し、平時から周知を行う
- 相談・営農指導等の実施
 ・被災後の相談・営農指導等の速やかな体制整備を図るため、関係機関・団体等との連携を強化する。
 ⇒被災後の相談・営農指導等の速やかな体制整備を図るため、関係機関、団体等と事前に方策について協議・検討する。
 ・関係機関と連携し、経営再建に向けた資料等を整備する。
 ⇒経営再建に向けた資料についてどのようなものが必要か、庁内及び関係機関と協議する。

(3) 留意事項

- ・経営者の高齢化は全国的にも進んでおり、再建に当たっては多額の融資が受けられず、離農するケースが発生することも予想され、また、農林地の荒廃は危険を増大させる要因にもなる。そのため、貸付金に対する利子補給や資金補助等の支援方法を検討し、営農活動が継続できるようにすることが必要である。
- ・資金の借入れにより生産等を再開した農林漁業者でも、状況によっては、収益が思うように回復しなかつたり再度の災害により被災するなど不測の事態が生じ、借入金の償還ができない場合もあると考えられる。そのようなケースをできるだけ未然に防ぐことが可能となるよう、継続的に経営状態を調査し、経営相談や技術相談等を実施するなどの体制を整備する。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
金融機関	資金準備、貸付
ながみね農業協同組合	被災農家の自立支援
漁業協同組合	被災漁業者の自立支援

(5) 関連する法令、計画、資料等

- 天災融資法
 ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

農業・林業・漁業被害(仙台市)

農地が広がる東部地域は、津波によって大きな被害を受けた。被害面積は約1,860haで、これは市内全域の耕地面積の約31%、東部地域の耕地面積の約78%に相当する。本市における農業関連の被害額は721億円、林業関連は0.7億円、漁業関連は13億円であった。

①東日本大震災農業生産対策交付金

営農集団(3戸以上の被災農業者)や被災した農地所有適格法人等が、共同利用施設の設置・修繕、農業用機械等の導入(リース方式)、生産資材の導入等を行う場合、国・県・本市(補助率82.5%以内)による助成を平成23年7月より行った。この助成により、事業実施主体は事業費の17.5%の負担で機械等の導入が可能となり、震災直後から多くの営農集団等が活用した。なお、平成23年度から平成27年度までの助成件数は209件、総事業費は約43億5,633万円であった(平成28年度も継続)。

②野菜・花きパイプハウス緊急設置事業

津波により、野菜や花き栽培用のパイプハウスが流失した農業者の経営再建を支援するため、平成23年7月に野菜・花きパイプハウス緊急設置事業を創設し、パイプハウスの設置助成を行った。助成対象者は、営農集団(3戸以上の被災農業者)、認定農業者および認定新規農業者、エコファーマーとし、事業費の2分の1以内または1㎡あたり2,650円を限度とした。なお、平成27年度までの助成件数は42件、総事業費は2億8,538万円であった。

③被災農家経営再開支援事業

津波浸水区域内において、農地の復旧作業(微細がれきの除去や除草作業等)を共同(復興組合設立)で行う農業者に対して国の補助事業を活用し、支援金を交付した。支援金の単価は水田作物で3.5万円/10a、露地野菜(花きを含む)で4.0万円/10a、施設野菜(花きを含む)で5.0万円/10aであり、平成23年度から平成26年度まで実施した。なお、平成23年度から平成26年度までの総事業費11億9,358万円であった。

④農地確保緊急対策事業

津波による被災農地の復旧、除塩対策には、相当の年数を要することが想定されたため、この間の営農対策として、被災農業者への農地貸借を促進するための賃借料ならびに軽トラックや農業機械、パイプハウスの賃借料の一部を支援する事業を創設した。当時、営農再開までこぎつけられない農業者が多かったが、畑の復旧が想定より早く自己所有地での作付が可能となった農業者もいた。実績は平成23年度の594千円のみであった。

⑤農業災害復旧資金(利子補給措置)

被災した農業者の経営再建を支援するため、個人500万円、法人2,000万円を上限とした資金制度を平成24年度に創設したが、その後、国やほかの金融機関等からさらに有利な貸付け制度が創設されたことなどにより、融資実績はなかった。

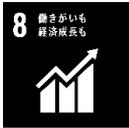
震災により甚大な被害を受けた東部地域の農業者の営農再開支援および農業復興を推進するため、本市はJA仙台と仙台東土地改良区と連携し、震災発生から1カ月も経たない平成23年4月5日に「仙台東部地区農業災害復興連絡会」を立ち上げた(後に国と県も参加)。平成23年度には12回の連絡会を開催したが、平成24年度以降は、必要に応じて開催し、平成27年3月まで計17回開催した。本連絡会は、農業の復興期における関係者間での情報共有の場として重要な役割を果たした。

また、連絡会の下部組織として、「広報対策チーム」、「塩害対策チーム」、「地区対策チーム」、「農地復旧対策チーム」、「復興計画案策定チーム」の5つの対策チームを設置した。

連絡会は、復旧・復興の方針や農業者の意向の把握、各種施策の内容や進捗状況について協議し、農業の再生に向けた迅速な意思決定に寄与した。5つの対策チームは、平成23年度中にそれぞれの役目を果たしたことから、廃止した。

出典:東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌

施策コード	5-3-2	施策名	農林漁業の再建
項目	農林漁業基盤等の再建		



概要	災害復旧事業等により、被災した農林漁業用施設の復旧、再建支援策を講じる。
----	--------------------------------------

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①災害復旧事業	産業振興課、建設課								
<p>災害復旧事業は、将来の一般災害を未然に防止したり、施設の効用を増大する事業ではなく、現に災害を受けた農地・農業用施設を速やかに原形復旧、あるいは従前の効用を持つ農地等に復旧することを目的としている。</p> <p>農林水産業の産業施設の修理・修繕に当たっては、資金融資制度を設立し、施設の近代化・高度化を図る。</p> <p>施策例： ○取り扱い・加工等を行う機械・設備の近代化・高度化 ○流通施設の近代化 ○情報化対応施設の整備</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②災害関連事業	産業振興課、建設課								
<p>災害関連事業は、災害復旧事業のみでは復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合に、再度災害を防止するために、被災施設及び関連する脆弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事業と併せて行う。このため、災害関連事業の計画作成は、災害復旧事業の計画作成と並行して行う必要がある。</p>									

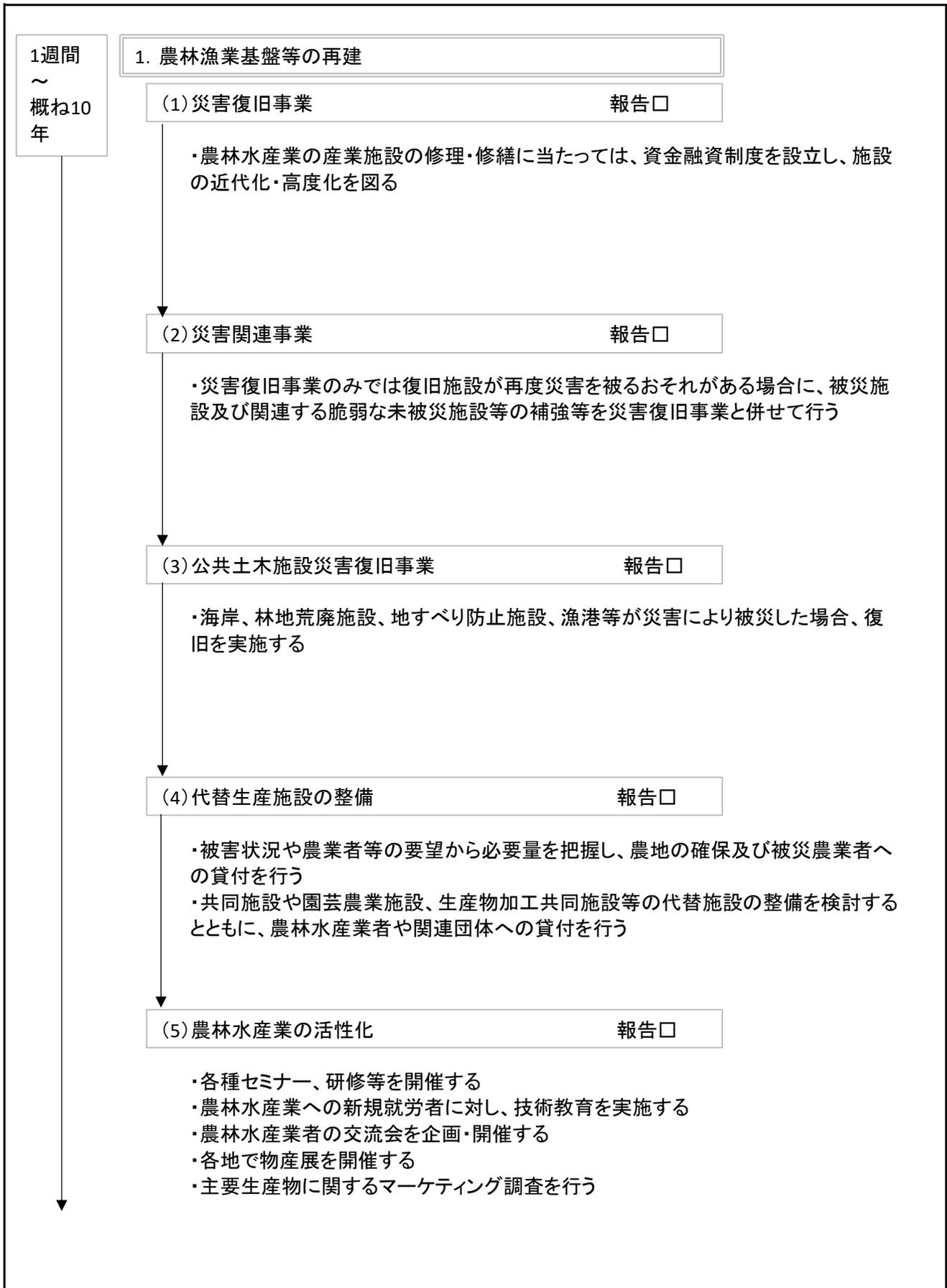
内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③公共土木施設災害復旧事業	建設課								
<p>農林漁業関係施設では、海岸、林地荒廃施設、地すべり防止施設、漁港等が災害により被災した場合の復旧を実施する場合は該当する。</p>									

5-3-2 農林漁業基盤等の再建

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④代替生産施設の整備	産業振興課								
<p>被災した農林水産業者に対する、生産施設の再建までの間に必要な代替施設の提供を検討する。</p> <p>1) 代替農地の確保と提供 被害状況や農業者等の要望から必要量を把握し、農地の確保及び被災農業者への貸付を行う。</p> <p>2) 農林水産業施設の提供 共同施設や園芸農業施設、生産物加工共同施設等の代替施設の整備を検討するとともに、農林水産業者や関連団体への貸付を行う。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
⑤農林水産業の活性化	産業振興課								
<p>1) 農林水産業者の生産意欲の増進 各種のセミナー、研修の開催や、生産者間の交流を促進するとともに、被災した農林水産業者の生産技術の向上と新規就労者の育成を図る。</p> <p>○技術研修の開催 生産技術に関する各種セミナー、研修等を開催し、農林水産業者の生産技術の向上を図る。 農林水産業への新規就労者に対し、技術教育を実施するなど、育成・支援を図る。</p> <p>○生産者の交流会の開催 農林水産業者の交流会を企画・開催し、生産技術の交流を図る。</p> <p>2) 販路の拡大 物産展を開催したり、マーケティング調査を行うなど、生産物の販路の拡大を図る。 被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。 主要生産物に関するマーケティング調査を行い、生産物の販路の拡大を図る。</p> <p>■参考：東日本大震災時における土地改良法の特例措置 東日本大震災の際には、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」（平成23年5月施行）が制定され、国・県等が災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できるよう、特例措置（除塩事業の創設、国による農地の災害復旧等、農地・農業用施設の災害復旧及びこれと併せて行う区画整理等の国費割合の大幅な嵩上げ）が講じられている。</p>									

【行動フロー】



産業振興課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○農業版BCP・漁業版BCP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に農林漁業者の情報を迅速に入手するため、農協、漁協など各種団体等との連携を強化する。 <p>⇒農協、漁協、各種団体等と災害時の情報共有手段の確立と共有内容について協議・調整を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から農林漁業者に対して作物等の共済制度への加入を推奨する。 <p>⇒市ホームページによる周知をはじめ、農協等、漁協等各種団体と連携し、制度の周知を引き続き行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の被害を最小限に抑えることは結果的に被災後の復旧・復興に係る県、市町村、農林漁業者等の負担を最小限に抑えることとなるため、事前対策を行う。 <p>⇒建設課等の関係機関と事前に対策できる事項について協議・検討する。</p> <p>○復興を通じた農林水産業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者に対する技術等の情報提供や各種研修会、意見交換会を開催できるよう、関係機関・団体等との連携を強化する。 <p>⇒農協、漁協など各種関係団体等と情報提供、研修会、意見交換会等の内容について事前に協議する。</p>
--

(3)留意事項

--

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
ながみね農業協同組合	被災農家の自立支援
漁業協同組合	被災漁業者の自立支援

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・災害協定の実効性を確保するため、協定団体が保有する資機材を把握するとともに、連絡体制を構築しておく。

・大規模災害時に適切かつ早期に復旧・復興事業が実施できるよう緊急時の入札契約方法等について検討を行う。

・図面作成のための測量作業に当たっては、迅速化、効率化、危険箇所等における作業の安全確保のため、測量新技術（航空測量、写真測量、音響測量、レーザー測量、無人飛行機）の必要性について検討を行う。

・災害査定及び災害復旧に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図る。

(3) 留意事項

○復興法に基づく災害復旧事業の代行

・「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は県が代行できることが明記された。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県海草振興局農地課・林務課、港湾漁港整備課	応急対策の実施

(5) 関連する法令、計画、資料等

・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)

・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・農地・農業用施設の災害復旧事業

被災地では、国の補助により、ガレキや土砂の撤去、除塩等の農地の復旧、排水路・排水機場等農業用施設の復旧に取り組んだ。東日本大震災では津波による冠水被害が大きかったことから新たに除塩事業が創設されたほか、国の直轄事業としても農地の災害復旧が行われた。

岩手県では、陸前高田市など沿岸8市町村からの要請を受け、農地・農業用施設災害復旧支援隊を派遣し被害状況を把握、県が代行して災害査定と復旧工事を行った。

被災3県では、膨大な農地・農業用施設の災害復旧事業を実施するため、国や各都道府県に対して、農業土木技術者の派遣要請を行い、延べ9千人月の技術者が応援職員として派遣された(2019年度末時点)。

・先端技術の導入による生産性の向上

宮城県気仙沼市小泉地区は津波により甚大な被害を受け、個人での営農再開が困難な状況になっていた。こうした状況下で、三菱商事から気仙沼市に対して大型ハウスの取組について提案がなされ、2014年10月、地元の農家によって株式会社サンフレッシュ小泉農園が設立された。本農園では、東日本大震災農業生産対策交付金や三菱商事復興支援財団の出資などの支援を活用して、オランダ型の大規模養液栽培施設(2ha)を整備し、約4万3千株のトマトの苗木を栽培し、年間約600tを出荷している。当該施設には、最先端のICT技術が導入されており、ハウス内での養液の制御、温度、二酸化炭素濃度の管理をすべてコンピュータで行うとともに、作物の生育状況や労務に関するデータ、農薬等の在庫管理の記録・分析を行い、問題点の洗い出しと改善を行うことで、収量の向上や経費削減効果につなげており、国際認証である「グローバルGAP」も取得している。また、同社の水耕栽培施設は従来のような重労働が少なく、女性でも働きやすいため、従業員の7割が女性であり、農業の担い手不足の解消と地域の雇用創出にも貢献している。

・国・県の助成による漁業・養殖業の早期再開

水産庁は2011年4月に「復興支援プロジェクトチーム」を設置し、チーム員を被災地に派遣した。チーム員は、漁業者をはじめ漁業協同組合、産地卸売市場等の関係者から被災地の水産業の現状や復興支援のニーズを聞き取り、復旧・復興対策の周知や、国の支援事業についての説明、書類作成等のアドバイスを実施することで、適切な支援が行われるよう、現地支援体制を整備した。

漁船などに被害を受けた漁業者を支援するため、国が漁協に対して漁船や定置網の購入について助成したほか、一本釣りともき網の2種類の操業など収益性の高い操業体制への変換や養殖業の共同化による経営再建について国が助成を行った。

被災した漁業協同組合や水産加工業協同組合に対しては、製氷施設などの共同利用施設や、かきやわかめなどの養殖の加工施設、放流用種苗生産施設の復旧についても国の助成制度が有効な支援となった。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成